

情個審 第 13 号

平成25年7月24日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成24年5月31日付け水土諮問第2号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「土地売買等届出書」部分開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第160号)

(情報公開答申第136号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定において「土地の対価の額」を不開示としたことは、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成24年3月15日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次の各行政文書の開示を請求した。

牛久市小坂城址について

- ① ○○○○株式会社（東京都港区○○）と株式会社○○○○（牛久市○○）との不動産売買に関する「国土利用計画法」に基づく土地売買等届出書
- ② 株式会社○○○○と○○○○（稲敷郡阿見町○○）外○名との不動産売買に関する「国土利用計画法」に基づく土地売買等届出書

2 実施機関の決定及び通知

平成24年3月29日、実施機関は、上記1の開示請求のうち①に該当する行政文書として、「平成18年7月31日付け土地売買等届出書（牛久市○○外○筆に関するもの）」（以下「本件届出書」という。）を特定した上で、本件届出書中、担当者又は代理人の氏名及び電話番号の部分については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため条例第7条第2号に、譲受人の印影、土地の単価、土地の対価の額及び土地の利用目的の部分については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもののため同条第3号アにそれぞれ該当するとして、不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成24年5月14日、異議申立人は、本件処分を取消し、本件届出書の公開を求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、本件届出書を公開することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 開示を求める部分は、本件届出書中、土地の対価の額の部分のみである。

(2) 不開示理由が抽象的であり、納得できない。特に、条例第7条第3号アについて、「おそれがあるもののため」だけでは理解不能である。具体的事例を示されたい。

(3) 実施機関からの意見書の内容について、不開示理由が、抽象的であり、理解できない点が多々存在するので、それらを具体的に説明していただきたい。

取引ごとの個別性が強いとなぜ開示できないのか、取引ごとの個別性とは何か、開示することによって何の利益が阻害されるのか具体例を示されたい。今回の事例の土地取引で、法人の資金繰りや経営方針等が明らかになる、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしているが、抽象的で理解できない。具体的事例を示されたい。

法人等の利害と住民、行政、国家機関の利害との関係をどのように考えているか伺う。

(4) 実施機関は、条例第7条第3号アの規定に基づき不開示と判断している。それでは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第1条で規定されている「国民主権」とはどのようなものと解釈しているのか。

また、用地購入費用は市民・国民が納めた税金であり、同法第5条第2号ただし書に規定する財産であると解釈できる。どのように解釈されたのか。納得できない。

(5) 条例第1条「この条例は、地方自治の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利の付与等につき定めることにより、県の保有する情報

の一層の公開を図り、もって県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」は、どのように判断するのか。日本国憲法や地方自治法（昭和22年法律第67号）、さらに、条例第1条の規定は、条例第7条の下級法と判断しているのか。

国民の知る権利及び情報公開は、単なる字面を求めるのではなく、行政や行政が関わる法人のチェック機能を果たす大事な役割を持っているはずである。不開示は、国民や議会のチェック機能を阻害すると言わざるを得ない。開示請求は「適否を正す」ものではなく、あくまでも事実を明らかにするものであり、事の適否は、開示後に判断されるものである。全ての開示こそが、条例第1条で示されている公正で民主的な行政の推進に資することになる。

(6) 上記内容に対する意見を含め、次の意見を伺う。

- ア 国民主権と法人の権利、競争との関係はどのように考えるのか。
- イ 日本国憲法（主権在民、基本的人権、財産権、納税義務等）や地方自治法（地方自治の本旨「住民自治」、 「団体自治」等）、さらに、条例第1条の規定は、条例第7条の下級法と判断しているのか。
- ウ 条例第1条において、「地方自治の理念にのっとり」と規定されている。地方自治法は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を規定したものとは判断できない。意見を伺う。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書及び諮問庁補足意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 土地の単価（円／平方メートル）及び土地の対価の額は、いわゆる民間の法人同士の土地取引の価格に関する情報であり、法人が財政的に窮して、又は経営方針の変更により土地を適正価格よりも高い価格で売却するとか、あるいは土地の譲渡人の事情により低い価格で購入できるとか、取引ごとに個別性が強く、当該法人が譲り受けた土地の単価（円／平方メートル）、土地の対価の額を開示することにより、それらの法人の資金繰りや経営方針等が明らかになるなど、契約に関わった両法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- 2 異議申立人は、本件処分は県民の知る権利を阻害する不当なものであると主張するが、知る権利については、条例第1条において、条例の目的と

して、「行政文書の開示を請求する権利の付与等につき定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資すること」と規定されているところであり、同時に、条例第7条においては、開示することの利益と開示することにより損なわれてはならない利益との調整を図るため、法人らの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を「不開示情報」とし、不開示情報が記録されている場合には、これを除き開示しなければならないと規定されている。

本件処分は、これにのっとり、法人らの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報について不開示としたものであって、県民の知る権利を阻害するものではない。

- 3 異議申立人は、実施機関の意見に対し、これが抽象的であり不開示の理由とはなり得ない旨主張し、併せて、これを具体的に説明されたい旨を求めるが、実施機関が土地の対価の額を不開示とした理由については、前記1のとおりであり、契約に関わった両法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、当該土地取引の価格に係る情報を不開示情報に該当すると判断したものである。

なお、権利等を害するおそれの有無は、開示請求に係る行政文書に記録されている情報から一般的に想定される事項により判断されるのが相当であって、不開示とした理由としては上述の理由をもって足りる。

- 4 異議申立人は、日本国憲法、地方自治法及び条例第1条と条例第7条との上下関係の観点から実施機関の判断に疑義を呈し、併せて、知る権利及び情報公開は行政や行政に関わる法人のチェック機能を果たす役割を持ち、不開示は国民や議会のチェック機能を阻害し、全ての開示こそが条例第1条に規定する公正で民主的な行政の推進に資する旨主張する。

この点についても、前記2のとおりであり、知る権利を阻害するものではない。

なお、異議申立人が日本国憲法及び地方自治法に言及する趣旨は明確ではないが、本件における開示・不開示の決定は条例第7条の規定の文意にのっとり判断されるものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 開示請求に係る行政文書について

開示請求に係る行政文書のひとつである本件届出書は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定に基づき、牛久市〇〇外〇筆の土地について、土地売買契約締結後に権利取得者（譲受人）から、当該土地が所在する牛久市を經由して、実施機関に提出されたものである。

そこには、契約当事者の氏名又は名称、住所又は所在地、土地の所在、面積、利用目的、土地の対価等が記録されていることが認められる。

2 本件異議申立てについて

異議申立人は、本件処分 of 取消しを求めて本件異議申立てに及んでいるが、その後提出した意見書で開示を求めているのは売買契約に係る土地の対価の額（「本件情報」という。）である旨述べているので、本件情報についてのみ検討することとする。

3 本件情報の条例第7条第3号該当性について

条例では、異議申立人が引用する第1条に掲げる県の保有する情報を広く公開することの公益性に基づき、行政文書の「開示請求権」（第5条）を定めた上で、実施機関に対して「行政文書の開示義務」（第7条）を定めていることが認められる。他方、行政文書の中には開示することにより個人又は法人等の私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれを生ずるものがあり、このような開示することの利益と開示されないことの利益はともに国民（住民）共通の利益であることから、それぞれの利益が適切に保護されるよう両者の間を調整する必要がある、その結果、開示されないことの利益を保護する合理的な理由があり、不開示とする必要がある情報を「不開示情報」（第7条各号）として定めているものと解される。

実施機関が本件処分の根拠としている条例第7条第3号アの規定は、事業を行う法人等の有する正当な権利利益は原則として開示することにより害されるべきではないとの考え方から、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と定めているものと解される。

以下本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

まず条例第7条第3号ア該当性について実施機関は、土地の対価の額は、いわゆる民間の法人同士の土地取引の価格に関する情報であり、法人が財政的に窮して、又は経営方針の変更により土地を適正価格よりも高い価格で売却するとか、あるいは土地の譲渡人の事情により低い価格で購入でき

るとか、取引ごとに個別性が強く、当該法人が譲り受けた土地の対価の額を開示することにより、それらの法人の資金繰りや経営方針等が明らかになるなど、契約に関わった両法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張する。

そこで、当審査会において本件情報を考えてみると、本件届出書における本件情報は、法人間の土地の譲渡価格に関する情報であり、契約当事者にとっては、譲渡人はいかなる事情により譲渡するに至ったか、また譲受人はどのような経営方針から譲り受けるに至ったかといった当事者の資金繰りなどの経営状況や事業計画等、事業を行う法人にとっての内部情報であり、他に知られたくない当事者限りの情報としてそれぞれの事情を踏まえた自由な交渉の結果合意した事項であると言える。とすれば、本件情報について当事者はみだりに開示されない利益を有していると言うべきであって、すでに公になっている情報や当事者が自ら公開している情報を除いては、これを開示することは、実施機関が主張するとおり当該法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と認められる。よって、本件情報は条例第7条第3号アに該当すると判断する。

次に、異議申立人は、用地購入費用は市民・国民が納めた税金であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号ただし書（条例では第7条第3号ただし書に相当）に規定する財産であるとして条例第7条第3号ただし書に該当する旨主張しているが、本件情報が記録されている本件届出書に係る土地売買の契約は、私人間のものであってその購入費用に公共団体の税金が充てられているとする事情は認められない。よって条例第7条第3号ただし書に該当するとする異議申立人の主張は認められない。

以上のことから、本件情報は条例第7条第3号に該当すると判断する。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、本件情報の開示・不開示の判断には直接影響がないものと判断する。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
平成24年	5月	31日	諮問	受理
平成24年	7月	6日	諮問庁意見書	受理
平成24年	10月	3日	異議申立人意見書	受理
平成24年	10月	31日	諮問庁補足意見書	受理
平成24年	12月	18日	異議申立人補足意見書	受理
平成25年	3月	7日	審査	(平成24年度第8回審査会第一部会)
平成25年	4月	25日	審査	(平成25年度第1回審査会第一部会)
平成25年	5月	28日	審査	(平成25年度第2回審査会第一部会)
平成25年	7月	1日	審査	(平成25年度第3回審査会第一部会)